

(証券コード 7603)

2020年5月1日

株 主 各 位

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社 **マックハウス**

取締役社長 北 原 久 巳

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下
さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます
ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙
に賛否のご表示をいただき、2020年5月19日（火曜日）午後6時までに到着するよう、
ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月20日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ14階 クレセントルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい)
3. 目的事項
報告事項 第30期（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さ
いますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネ
ット上の当社ウェブサイト (<https://www.mac-house.co.jp>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染が広がっています。本株主総会にご出席される株主様は、
株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの
感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株
主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力
のほどお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主
総会当日におけるお土産の配布を取りやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年3月1日)
(至 2020年2月29日)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2019年3月1日～2020年2月29日）における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調にありました。

一方で中・低価格帯のカジュアルウェア市場におきましては、消費税率引き上げによる消費者マインドへの影響などにより、消費者の生活防衛意識は依然として高く、経営環境は厳しい状況で推移しております。

かかる状況におきまして、当社は、「多くのお客様に信頼され、魅力あるお店」作りをスローガンに、企業風土・企業文化の再構築、商品改革、店舗運営改革、店舗開発の方向転換の4つの改革に取り組んでまいりました。商品改革については、低価格商品に偏りすぎないように、クオリティを向上させ、ターゲット・グレード・テイストの統一を図るべく、取扱カテゴリの見直し、品目数の絞込みを行っております。店舗運営改革においては、お客様と向き合うために、店舗作業の削減と効率化を図るとともに、安売りに頼ることなく、お客様に商品の魅力・価値をしっかりと伝える取り組みを行っております。店舗開発の方向転換については、これまでの売場坪数が300坪を超える大型店舗の出店を見直し、売場坪数が100坪前後の新業態「NAVY®」を10月にスタートしました。「NAVY®」は当社の登録商標ブランド名であり、プライベートブランドである「NAVY®」の厳選したアイテムに加え、コーディネート幅を広げるナショナルブランドアイテムを揃えたショップです。また、既存店舗の店内の視認性及び回遊性の改善、提案力の向上を目的に、什器の見直しとともにレイアウトの変更を実施しました。さらに、既存大型店舗の新たなマーチャンダイジングとして、50坪前後のアウトドア・アスレジャー売場を店内に新設し、新たなお客様の開拓を図りました。

当事業年度における売上概況としては、創業30周年企画、モバイル会員様向け特典等により集客を図りましたが、7月の低気温及び長梅雨による季節商品販売の下振れ、台風被害による一部の店舗の休業のほか、記録的な暖冬により年間の最大商戦である年末年始商戦が盛り上りに欠けるなど、天候要因が販売に大きく影響しました。また、取扱商品の見直しを進めてきたことにより単価は改善傾向にあるものの、滞留在庫の処分に加え、季節商品の立ち上がりの遅れによる値引きにより客単価が低下しました。

これらにより、既存店売上高は、前年同期比4.0%減、既存店客数は0.9%増、既存店客単価は3.1%減となりました。

また、当事業年度末の店舗数は、11店舗の出店、38店舗の閉鎖により、371店舗（前年同期比27店舗減）となりました。

利益面につきましては、商品改革に伴い、滞留在庫の早期処分に加え、新たな滞留在庫を残さないよう適切な値下げにより積極的な売り切りを進めた結果、売上総利益率は前年を下回りました。

経費面におきましては、店舗数の減少に加え、販売費を中心にコントロールしたことにより、販売費及び一般管理費は前年同期比9.4%減となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は25,610百万円（前年同期比8.6%減）となりました。また、営業損失は1,357百万円（前年同期は営業損失1,238百万円）、経常損失は1,338百万円（前年同期は経常損失1,147百万円）、当期純損失は、2,129百万円（前年同期は当期純損失2,831百万円）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

埼玉県本庄市中央マックハウスビバモール本庄店をはじめ11店舗を新設し、その他、店舗の改装等を行い総額458百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 2017年 2 月期	第 28 期 2018年 2 月期	第 29 期 2019年 2 月期	第 30 期 (当事業年度) 2020年 2 月期
売 上 高	33,727百万円	30,852百万円	28,009百万円	25,610百万円
経常利益又は経常損失(△)	681百万円	264百万円	△1,147百万円	△1,338百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	133百万円	△224百万円	△2,831百万円	△2,129百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	8.70円	△14.61円	△184.60円	△138.23円
純 資 産 額	14,391百万円	13,536百万円	10,414百万円	8,138百万円
1株当たり純資産額	936.21円	879.80円	675.67円	526.57円
総 資 産 額	23,767百万円	22,291百万円	18,950百万円	16,128百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 第28期は、路面店の売上が低調に推移し、既存店売上が前年同期比5.2%減少し、商品調達改革が進んだことで売上総利益率はさらに改善したものの、売上減少の影響を補えず減益となり、店舗の減損損失により純損失を計上しました。
- 第29期は、商品MDがお客様ニーズに合致していなかったことを主因とする一品単価の低下に加え、一人当たり買い上げ点数の下落などから、売上が前年実績を大きく下回りました。さらに期末において新たなMDへの変革を前提とした商品評価損を計上し、店舗の減損損失の計上、繰延税金資産の取崩しなどを行ったことから純損失となりました。
- 第30期(当事業年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載したとおりであります。

(5) 商品別売上高の状況

商 品 別	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	前年同期比
メンズトップス	7,671百万円	7,276百万円	94.8%
メンズボトムス	5,323百万円	4,876百万円	91.6%
レディーストップス	3,295百万円	3,267百万円	99.1%
レディースボトムス	3,086百万円	2,828百万円	91.6%
キ ッ ズ	3,252百万円	2,942百万円	90.5%
そ の 他	5,381百万円	4,419百万円	82.1%
合 計	28,009百万円	25,610百万円	91.4%

(注) 「その他」はビジカジ、インナー・レグ、雑貨等であります。

(6) 対処すべき課題

個人消費の中でも、特に衣料品に対する個人消費の減退が継続していることに加え、市場での競争がさらに激化する中、当社は、収益性の回復に向けて企業体質を改善することを最優先として、「多くのお客さまに信頼され、魅力あるお店」を実現するというテーマの下、以下の課題に取り組んでまいります。

①商品

商品の価値をお客さまに実感していただける、魅力ある商品の品揃えに取り組みます。お客さまの声に耳を傾け、低価格商品に偏りすぎることなくクオリティの向上と共にターゲット・グレード・テイストの統一を図ります。また、取扱カテゴリの見直し、品目数の絞込み、ブランドの再構築などで競合他社との差別化を図り、一品単価及び客単価を引き上げることで、売り上げ向上を目指してまいります。

②店舗運営

商品の価値と魅力をお客様に伝え続けられる店舗運営に取り組みます。お客さまにとって、選びやすくお買い上げいただきやすい商品量の維持と陳列方法の見直しを進めます。また、商品の絞込みに伴い商品プロモーションを集中させるとともに、販促媒体の見直し、販売促進策の整理などを通じて、店舗のブランディングに取り組みます。

③店舗開発

商品の価値を表現するに相応しい店舗の開発に取り組みます。具体的には、既存店の改装によりお客さまのお買い物に快適な環境を整えると同時に、次代の核となる店舗形態の開発にも取り組みます。

④人材の育成と、お客さま志向の風通しの良い組織の確立

上記の商品・店舗運営・店舗開発への取り組みをより良い、より永続的なものとするためには、人材の育成が不可欠であります。必要な人事諸施策に取り組むとともに、当社が、従業員にとって働きがいのある会社であるよう、コミュニケーションを密接にまいります。

(7) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

当社は衣料品の小売を主たる目的としたチェーンストアとして全国的に店舗を展開しております。

(8) 主要な事業所及び店舗 (2020年2月29日現在)

- ① 本社 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 新高円寺ツインビル
 ② 店舗

地区	都道府県名	店舗数	地区	都道府県名	店舗数	
北海道	北海道	22	近畿	三重県	7	
	東北	青森県		4	滋賀県	4
		岩手県		8	京都府	9
		宮城県		8	大阪府	10
		秋田県		7	兵庫県	24
		山形県		8	奈良県	4
		福島県		7	和歌山県	4
関東	茨城県	11	中国	鳥取県	1	
	栃木県	6		島根県	3	
	群馬県	7		岡山県	5	
	埼玉県	18		広島県	12	
	千葉県	14		山口県	6	
	東京都	11	四国	徳島県	3	
	神奈川県	12		香川県	—	
中部	新潟県	8	愛媛県	愛媛県	4	
	富山県	2		高知県	4	
	石川県	—		九州	福岡県	12
	福井県	1	佐賀県		6	
	山梨県	4	長崎県		9	
	長野県	7	熊本県		9	
	岐阜県	7	大分県		8	
	静岡県	7	宮崎県		7	
	愛知県	25	鹿児島県		6	
			沖縄県		10	
			合計		371	

(9) 従業員の状況 (2020年2月29日現在)

人 数	前事業年度末比増減	平均年齢
320名	5名減	44歳 2ヶ月

(注) 人数には契約社員、当社から他社への出向者、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。なお、契約社員の最近1年間の平均人数は77名、パートタイマー及びアルバイトの最近1年間の平均人数は1,012名(1人1日8時間換算)であります。

(10) 主要な借入先 (2020年2月29日現在)

該当事項はありません。

(11) 親会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
株式会社チヨダ	東京都杉並区	6,893	靴を主とする 小売	—	61.0	店舗の賃借取引 役員の兼任1名

(注) 株式会社チヨダは、有価証券報告書提出会社であります。

2. 当社の株式に関する事項（2020年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 31,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,597,638株
- (3) 株主数 10,986名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 チ ヨ ダ	9,389,880株	61.0%
マ ッ ク ハ ウ ス 共 栄 会	853,340株	5.5%
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	600,000株	3.9%
豊 島 株 式 会 社 名 古 屋 本 社	572,000株	3.7%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	165,700株	1.1%
美 濃 屋 株 式 会 社	139,502株	0.9%
白 土 孝	91,800株	0.6%
帝 人 フ ロ ン テ ィ ア 株 式 会 社	87,000株	0.6%
マ ッ ク ハ ウ ス 従 業 員 持 株 会	80,398株	0.5%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	69,000株	0.4%

- (注) 1. 当社は自己株式を192,394株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2020年2月29日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2012年7月6日	2013年7月10日	2014年7月8日
新株予約権の数		37個	42個	52個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 4,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2012年8月1日から 2042年7月31日まで	2013年8月1日から 2043年7月31日まで	2014年8月1日から 2044年7月31日まで
行使の条件		注1	注1	注1
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 37個 目的となる株式数 3,700株 保有者数 2人	新株予約権の数 42個 目的となる株式数 4,200株 保有者数 3人	新株予約権の数 52個 目的となる株式数 5,200株 保有者数 3人

		第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2015年7月3日	2016年7月8日	2017年7月7日
新株予約権の数		52個	73個	76個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2015年8月1日から 2045年7月31日まで	2016年8月1日から 2046年7月31日まで	2017年8月1日から 2047年7月31日まで
行使の条件		注1	注1	注1
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 52個 目的となる株式数 5,200株 保有者数 3人	新株予約権の数 73個 目的となる株式数 7,300株 保有者数 3人	新株予約権の数 76個 目的となる株式数 7,600株 保有者数 4人

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2018年7月6日	2019年9月12日
新株予約権の数		77個	154個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 15,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2018年8月1日から 2048年7月31日まで	2019年10月1日から 2049年9月30日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 77個 目的となる株式数 7,700株 保有者数 4人	新株予約権の数 154個 目的となる株式数 15,400株 保有者数 4人

(注1) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
2. 新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
3. 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
4. 新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社の定款に違反した場合又は(iii)取締役を解任された場合には行使できないものとする。
5. 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
6. 新株予約権者が死亡した場合、上記1.に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
7. その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
2. 新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
3. 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
4. 新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社の定款に違反した場合又は(iii)取締役を解任された場合には行使できないものとする。
5. 2020年2月期の当社決算について不正会計による重大な財務諸表の修正が発生した場合、又は当社のレピュテーションに重大な損害が発生した場合、新株予約権の行使の可否については、各取締役毎の責任に応じ、指名・報酬諮問委員会の決議をふまえ取締役会で決定する。
6. 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
7. 新株予約権者が死亡した場合、上記1.に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
8. その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2020年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	北原久巳	商品本部長
取締役	杉浦功四郎	営業本部長
取締役	風見好男	管理本部長
取締役	有賀憲	経営企画室長兼法務室長
取締役相談役	舟橋政男	株式会社チヨダ代表取締役会長、 株式会社中央商事代表取締役社長
取締役	石塚愛	いちごアセットマネジメント株式会社執行役員パートナー
取締役	山田敏章	弁護士、石井法律事務所パートナー、 株式会社学研ホールディングス社外監査役
常勤監査役	田村守	成城キャピタルパートナーズ株式会社代表取締役
監査役	内田善昭	公認会計士、税理士、 株式会社大田花き社外取締役
監査役	小林茂	社会保険労務士

- (注) 1. 取締役石塚愛、山田敏章の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役田村守、監査役内田善昭、小林茂の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、取締役山田敏章氏及び監査役内田善昭氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役内田善昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役石塚愛氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 取締役山田敏章氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。
7. 監査役田村守氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。
8. 監査役内田善昭氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

該当事項はありません。

②退任

三浦新一氏は2019年5月22日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

異動年月日

2019年3月1日

氏名	新	旧
北原久巳	代表取締役社長	取締役店舗開発本部長

異動年月日

2019年4月1日

氏名	新	旧
北原久巳	代表取締役社長 兼 商品本部長	代表取締役社長
杉浦功四郎	常務取締役営業本部長	常務取締役管理統括本部長 兼 経営企画室長
風見好男	取締役管理本部長	取締役物流本部長
有賀憲	取締役経営企画室長 兼 法務室長	取締役経理部長 兼 法務室長

異動年月日

2019年5月22日

氏名	新	旧
杉浦功四郎	取締役営業本部長	常務取締役営業本部長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	50百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4)	12百万円 (12)
計	10名	63百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2006年5月24日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額180百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。また、取締役の報酬額については、別枠で、2012年5月23日開催の第22回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係るストック・オプションによる報酬額7百万円(取締役4名に対し7百万円)が含まれております。
4. 当事業年度末現在の人数は、取締役7名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記人数と相違しているのは、事業年度中に社外監査役が1名退任したこと及び無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度開催の取締役会7回の出席状況については、取締役石塚愛氏、山田敏章氏、監査役田村守氏、内田善昭氏及び小林茂氏は全回出席しております。当事業年度開催の監査役会7回の出席状況については、監査役田村守氏、内田善昭氏及び小林茂氏は全回出席しております。
- ② 取締役会及び監査役会における発言状況については、取締役石塚愛氏及び監査役田村守氏はコーポレート・ガバナンス等の客観的視点から、監査役内田善昭氏は主に公認会計士としての専門的見地から、取締役山田敏章氏は主に弁護士としての専門的見地から、監査役小林茂氏は社会保険労務士としての専門的見地から、それぞれ必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は社外取締役石塚愛氏、山田敏章氏、社外監査役田村守氏、内田善昭氏、小林茂氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な機密文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者ととともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理総括規程を制定する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取り締役に報告を行い、全社的なリスクを総括的に管理する。平時においても、各部門においてはその有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し各部門のリスク管理の改善を行う。
- ③ 取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の緊急対策本部を別途設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部署において目標達成のために活動することとする。また、年度計画が当初の予定どおりに進捗しているかについては、毎月の予算委員会を通じて定期的にチェックするとともに必要な対策を決定し実施する。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項について全て定例取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき各部署の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとし、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人に対し法令及び定款の遵守を徹底するため、総務部門が中心となり、コンプライアンス体制の強化を推進するとともに、取締役及び使用人が法令、定款及び諸規程等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- ② 内部通報制度については、法令、定款及び諸規程等に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とし、管理部門及び第三者機関を情報の受領者とするメールシステムを整備し運用を行うとともに、社長に報告される体制を構築する。
- ③ 社長直属の部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、業務監査実施項目に遺漏なきよう確認し必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ④ 内部監査室の監査により法令、定款違反その他の事由に基づき問題のある業務執行行為が発見された場合には、発見された問題の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 社会生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要求に対して組織全体として毅然とした態度で対応する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の親会社が制定する「チヨダグループ企業倫理規程」を遵守し業務の適正を確保する。また、親会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
- ② 定例取締役会に当社相談役が出席することにより、常に必要情報を入手し、問題点の把握と改善が図れる体制を構築する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役会の同意を必要とするものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある時、違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は監査役会に報告する。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長との定期的な意見交換会を開催し意思の疎通を図る。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に報告・説明を求めることができ、調査を必要とする場合には経理部門や内部監査室等に協力・補助を要請して監査が効率的に行える体制とする。
- ② 監査役会において重要事項について協議するほか、年1回の監査役会と会計監査人との監査報告会の開催に加え、四半期毎の会計監査人との四半期レビュー報告会を開催して、特に会計監査上の問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、取締役会において財務報告の内部統制構築の基本的計画及び方針を定め整備及び運用する体制を確保する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度において、全取締役及び監査役が出席する取締役会は7回開催され、各業務執行部門で収集されたリスク情報についての検討・意思決定を行っています。
- ② 常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、また取締役会及びその他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認して、監査役会において情報を共有しております。
- ③ 内部監査室は内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に報告を行うとともに、課長以上の出席する会議において定例報告を行い、業務の適正確保に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,662	流動負債	5,196
現金及び預金	6,161	買掛金	2,555
売掛金	498	電子記録債務	1,152
商前払費用	4,723	ファクタリング債務	149
その他の	229	未払金	250
固定資産	4,465	未払法人税等	139
有形固定資産	1,260	未払費用	563
建物	886	預り金	44
構築物	14	賞与引当金	70
車両運搬具	0	ポインツ引当金	20
器具備品	167	店舗閉鎖損失引当金	21
リース資産	-	繰上り債	67
土地	173	資産除去債務	24
建設仮勘定	17	その他	134
無形固定資産	106	固定負債	2,792
借地権	106	退職給付引当金	1,638
ソフトウェア	-	転貸損失引当金	109
投資その他の資産	3,099	長期リース債	71
長期前払費用	80	長期預り保証金	166
敷金及び保証金	3,004	資産除去債務	733
長期未収入金	2	繰延税金負債	61
その他	15	繰延税金	12
貸倒引当金	△3	負債合計	7,989
		純資産の部	
		株主資本	8,111
		資本金	1,617
		資本剰余金	5,299
		資本準備金	5,299
		利益剰余金	1,307
		利益準備金	179
		その他利益剰余金	1,127
		固定資産圧縮積立金	27
		別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	100
		自己株式	△113
		評価・換算差額等	0
		繰延ヘッジ損益	0
		新株予約権	26
		純資産合計	8,138
資産合計	16,128	負債及び純資産合計	16,128

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年3月1日
至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		25,610
売上原価		13,550
売上総利益		12,059
販売費及び一般管理費		13,417
営業損失		1,357
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
受取家賃	301	
受取手数料	20	
その他	50	376
営業外費用		
支払利息	1	
店舗賃貸費用	268	
転貸損失引当金繰入	28	
その他	60	357
経常損失		1,338
特別損失		
固定資産除却損	17	
店舗解約に伴う損失金	23	
減損損失	597	638
税引前当期純損失		1,976
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	△10	152
当期純損失		2,129

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年3月1日)
(至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2019年3月1日残高	1,617	5,299	5,299
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—
自己株式処分差損の振替	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2020年2月29日残高	1,617	5,299	5,299

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		その他利益剰余金			
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
2019年3月1日残高	179	28	2,500	889	3,597
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	△153	△153
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
自己株式処分差損の振替	—	—	—	△7	△7
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△0	—	0	—
別途積立金の取崩	—	—	△1,500	1,500	—
当期純損失(△)	—	—	—	△2,129	△2,129
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△0	△1,500	△789	△2,290
2020年2月29日残高	179	27	1,000	100	1,307

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2019年3月1日残高	△153	10,361	1	1	52	10,414
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△153	—	—	—	△153
自己株式の取得	△0	△0	—	—	—	△0
自己株式の処分	40	40	—	—	—	40
自己株式処分差損の振替	—	△7	—	—	—	△7
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△2,129	—	—	—	△2,129
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△0	△0	△25	△26
事業年度中の変動額合計	40	△2,250	△0	△0	△25	△2,276
2020年2月29日残高	△113	8,111	0	0	26	8,138

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

商 品…… 総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

デリバティブ取引…… 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5～34年、構築物10～20年、器具備品 5～8年、
車両運搬具 6年

無形固定資産…… 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用
(リース資産を除く) 可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用…… 均等償却しております。

リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ポイント引当金…… 販売促進を目的として、会員顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末の未使用残高に対して、将来の使用見込みに基づく所要額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

転貸損失引当金……店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・商品輸入による外貨建営業債務及び外貨建予約取引

3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4) 有効性の評価方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略していません。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

①概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務に充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

②適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

3. 表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（『企業会計基準第28号 2018年2月16日』）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2百万円
--------	------

長期金銭債権	17百万円
--------	-------

短期金銭債務	1百万円
--------	------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,356百万円
--------------------	----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入	0百万円
------	------

営業費用	27百万円
------	-------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	15,597,638	—	—	15,597,638
自己株式				
普通株式(株)	260,834	60	68,500	192,394

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加	60株
ストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少	68,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月22日 定時株主総会	普通株式	153	10.00	2019年2月28日	2019年5月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月20日 定時株主総会	普通株式	154	利益剰余金	10.00	2020年2月29日	2020年5月21日

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	56,300株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	166百万円
賞与引当金	21百万円
未払事業税	16百万円
店舗閉鎖損失引当金	6百万円
ポイント引当金	6百万円
退職給付引当金	501百万円
転貸損失引当金	33百万円
減価償却超過額	376百万円
資産除去債務	224百万円
繰越欠損金	804百万円
その他	93百万円
繰延税金資産小計	2,252百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△804百万円
将来減損一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,447百万円
評価性引当額小計	△2,252百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△12百万円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△43百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△61百万円
繰延税金負債の純額	△61百万円

※税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2020年2月29日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年越 2年以内	2年越 3年以内	3年越 4年以内	4年越 5年以内	5年越	合計
税務上の繰越 欠損金 (a)	580	223	-	-	-	-	804
評価性引当額	△580	△223	-	-	-	-	△804
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金額は、法定実効税率を乗じた額であります。

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税
引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、店舗におけるPOSレジ（ソフトウェア）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

個別注記表の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	当事業年度 (2020年2月29日)
1年内	261
1年超	734
合計	995

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、ファクタリング債務はそのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに関しては、外貨建営業取引に係る輸入取引の範囲内でデリバティブ取引(為替予約)を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。該当価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,161	6,161	—
(2) 売掛金	498	498	—
(3) 敷金及び保証金	3,004	3,029	25
資産計	9,664	9,690	25
(1) 買掛金	2,555	2,555	—
(2) ファクタリング債務	149	149	—
(3) 電子記録債務	1,152	1,152	—
(4) リース債務	139	139	—
(5) 未払費用	563	563	—
(6) 未払法人税等	139	139	—
(7) 長期預り保証金	166	168	1
負債計	4,867	4,868	1
デリバティブ取引※	80	81	0

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金 (2) ファクタリング債務 (3) 電子記録債務 (5) 未払費用
(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース債務 (7) 長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されている取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	80	-	0

※時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
親会社及び法人主要株主等との取引については、金額的重要性がないため、記載を省略しております。
- (2) 当社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (3) 当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。
- (4) 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 526円57銭
- (2) 1株当たり当期純損失 138円23銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

(1)退職給付会計

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職給付制度について退職一時金制度を採用しております。

2 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,666百万円
勤務費用	103百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の発生額	7百万円
退職給付の支払額	△112百万円
退職給付債務の期末残高	1,673百万円

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,673百万円
未積立退職給付債務	1,673百万円
未認識数理計算上の差異	△35百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,638百万円

退職給付引当金	1,638百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,638百万円

③退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	103百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の費用処理額	37百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	149百万円

④数理計算上の計算の基礎に関する事項

当事業年度における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.5%
-------------------------------	------

3 確定拠出制度

該当事項はありません。

(2) 減損損失に係る事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物、構築物、器具備品、長期前払費用	大分県他	386百万円
共用資産	建物、器具備品、リース資産、土地、ソフトウェア	東京都他	210百万円

当社は、店舗をグルーピングの最小単位としており、本部設備等を共用資産としております。

当事業年度において、継続的に営業損失を計上している資産グループにつきまして帳簿価額を回収可能価額まで減額し、597百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その内訳は以下のとおりであります。

種類	金額 (百万円)
建物	324
構築物	3
器具備品	50
リース資産	139
土地	20
長期前払費用	18
ソフトウェア	40
合計	597

なお、資産グループの回収可能価額は、路線価等に基づき算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年4月17日

株式会社 マックハウス
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 見 寛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マックハウスの2019年3月1日から2020年2月29日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月21日

株式会社マックハウス監査役会

常勤監査役(社外監査役)	田 村	守 ㊟
社外監査役	内 田	善 昭 ㊟
社外監査役	小 林	茂 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、将来の社内構造改革及び設備投資に必要な内部留保を確保しつつ、配当が株主様への利益還元の重要な手段であるとの認識を持ち、近年の資本市場の動向に鑑み、安定配当主義に加え、総還元性向主義を導入することで、より積極的な利益の株主還元を実施してまいります。具体的には、当面当社が目標とする総還元性向を50%とします。また、業績の急激な変動がない限り、極力前事業年度の配当水準を安定的に維持していくものといたします。

当事業年度の期末配当につきましては、上記で述べた考えを基に、1株当たり10円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円

この場合の配当総額は、154,052,440円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年5月21日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(きたはら ひさみ) 北原 久巳 (1953年3月15日生)	1993年1月 当社入社 2013年5月 当社取締役商品部長 2013年9月 当社取締役商品本部長 2016年6月 当社取締役店舗開発本部長 2019年3月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役社長兼商品本部長（現任） (選任の理由) 北原久巳氏は、当社入社以来営業・店舗開発などに従事し、また商品部門の長として、この業界での豊富な経験・実績に基づいて、その職務経験や見識を当社の経営に活かしております。2019年3月には代表取締役に就任し、経営の中心として日々尽力しており、今後の当社の更なる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。	0株
2	(すぎうら こうしろう) 杉浦 功四郎 (1957年2月17日生)	1975年12月 ㈱レオ入社 1996年11月 同社取締役 2005年9月 当社執行役員ゴールウェイ事業担当部長 2007年5月 当社取締役営業統括部長 2012年3月 当社取締役管理本部長 2016年6月 当社常務取締役管理統括本部長兼経営企画室長 2019年4月 当社常務取締役営業本部長 2019年5月 当社取締役営業本部長（現任） (選任の理由) 杉浦功四郎氏は、当社入社以来店舗の運営を通じ、主に営業部門で業績の向上を推進し、部門長を経て2007年5月に取締役に就任しています。取締役就任後は経営全体に関する知見を広め、管理部門長を歴任するなど、経営の要として力量を発揮しています。 同氏の豊富な経験や見識は、当社の更なる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。	15,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	(かざみ よしお) 風見 好男 (1957年5月20日生)	1980年3月(株)チヨダ靴店(現(株)チヨダ)入社 1997年3月当社入社 2003年5月当社取締役商品本部長 2014年6月当社取締役店舗開発本部長 2016年6月当社取締役物流本部長 2019年4月当社取締役管理本部長(現任) (選任の理由) 風見好男氏は、当社入社以来店舗の運営を通じ、営業部門で業績の向上を推進し、商品部長を経て2003年5月に取締役に就任しています。取締役就任後は経営全体に関する知見を広め、営業・商品・店舗開発・物流・管理など各部門の長として活躍しております。 同氏の豊富な経験や見識は、当社の更なる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	10,000株
4	(あるが けん) 有賀 憲 (1960年10月30日生)	2011年11月当社入社 2012年3月当社経理部次長 2013年9月当社経理部部长兼法務室長 2016年2月当社経理部上席部長兼法務室長 2017年5月当社取締役経理部部长兼法務室長 2019年4月当社取締役経営企画室長兼法務室長 (現任) (選任の理由) 有賀憲氏は、当社入社以来経理・法務などの業務に従事し、2017年5月に取締役に就任しています。取締役就任後は経営全体に関する知見を広めるとともに、全社的課題に対して経営企画の立場から主体的に取り組んでおります。 同氏の豊富な経験や見識は、当社の更なる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	9,500株
5	(やまだ としあき) 山田 敏章 (1961年4月9日生)	1988年4月弁護士登録 石井法律事務所入所 1994年1月弁護士登録(米国ニューヨーク州) 1998年4月石井法律事務所パートナー(現任) 2015年12月(株)学研ホールディングス社外監査役 (現任) 2016年5月当社取締役(現任) (選任の理由) 山田敏章氏は、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な実務経験を有し、当社の論理にとらわれず独立性をもって経営を監視していただいております。その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> (かさい けんたろう) 河西 健太郎 (1963年6月18日生)	1987年4月 野村證券(株)入社 1997年7月 ディー・ブレイン証券(株)設立 取締役 1999年7月 (株)エーティーエルシステムズ取締役 2018年1月 河西健太郎公認会計士・税理士事務所開設 (現任) 2018年2月 グロースエキスパートナイズ(株)取締役 (現任) 2018年10月 トラスト経営(株)設立 代表取締役 (現任) 2018年11月 (株)GxP (グロースエキスパートナイズ(株)100%子会社) 設立 代表取締役 (現任) (選任の理由) 河西健太郎氏は、証券業界における豊富な実務経験及び、会社経営経験のほか、公認会計士として専門的な知識及び経験を有しており、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者といたしました。	0株
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> (ふなはし こうじ) 舟橋 浩司 (1962年5月22日生)	1985年4月 (株)博報堂入社 1990年6月 (株)チヨダ入社 1999年5月 同社取締役 2001年5月 当社常務取締役営業部長 2003年5月 当社専務取締役営業本部長 2009年5月 当社取締役社長 (代表取締役) 2013年4月 (有)大知代表取締役社長 (現任) 2013年5月 (株)チヨダ代表取締役社長 2016年8月 (株)コスモポリタン代表取締役社長 (現任) 2019年3月 (株)チヨダ代表取締役社長退任 (選任の理由) 舟橋浩司氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づき、チヨダグループの中長期的な企業価値の向上に向けた戦略の中で、当社の持続的な成長の実現を図りつつ、適切なアドバイスによりその監督を行うことができると考えられることから、今回新たに取締役候補者といたしました。	3,520株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田敏章氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
3. 河西健太郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
4. 当社は、山田敏章氏との間で、当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。山田敏章氏の再任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 河西健太郎氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 舟橋浩司氏の過去5年間での当社の親会社である(株)チヨダにおける業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りであります。

以上

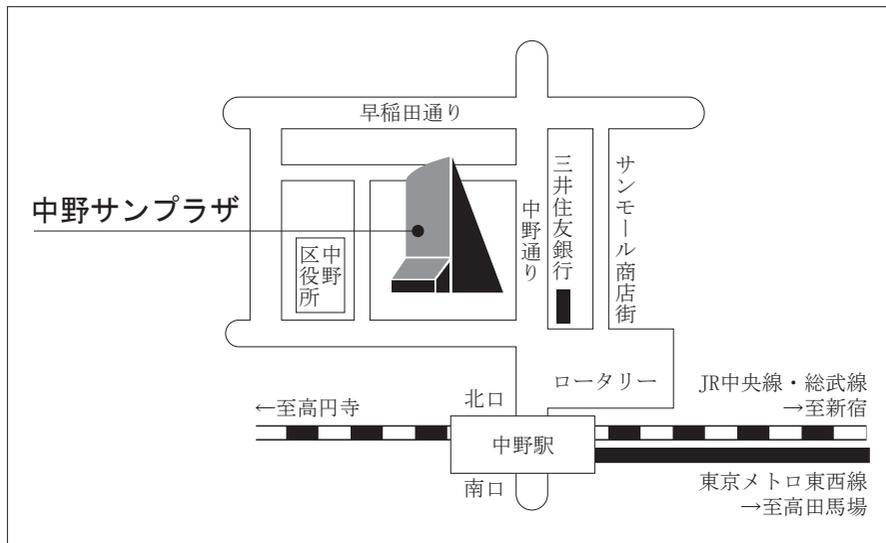
株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ14階 クレセントルーム
交通機関 中野駅（JR中央線・総武線・地下鉄東西線）北口より徒歩約1分

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染が広がっています。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会当日におけるお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



◎お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。